

<b>第10回 定例教育委員会議事録</b>		日 時 : 令和2年10月27日(火)	
		場 所 : 菱刈庁舎3階中会議室	
開会、閉会に関する事項		10時00分 開会 11時21分 閉会	
教育長 森 和 範 教育委員 永 野 治 教育委員 久保田 悦 子	議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名	総 務 課 長 万 膳 正 見 学 校 教 育 課 長 松 元 浩 幸 社 会 教 育 課 長 轟 木 成 実 スポーツ推進課長 平 崎 祐 実 学校給食センター所長 丸 目 良 平 書 記 浅 山 典 久 書 記 中 原 百 恵	
議 事 日 程	別紙のとおり		
<b>審 議 状 況</b>			
<p>(森教育長) ただいまから令和2年第10回定例教育委員会を開会します。</p> <p>(浅山係長) 姿勢を正して下さい。一同礼。</p> <p>(森教育長) 「令和2年第9回定例教育委員会議事録の承認」を議題とします。事務局より報告をお願いします。</p> <p>(浅山係長) 令和2年第9回定例教育委員会議事録について報告(別紙「概要報告書」により報告)</p> <p>(森教育長) ただいま事務局より前回の議事録の報告がありました。ご質問等ないでしょうか。</p> <p>(全員) ありません。</p> <p>(森教育長) 報告のとおり、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(全員) はい。</p> <p>(森教育長) 令和2年第9回定例教育委員会議事録については、承認いたしました。 続きまして、教育長及び委員の報告に移ります。 教育長報告については、お手元の9月25日から10月26日までの教育長諸般の報告をもとに説明します。 (別紙「諸般の報告」により日を追って報告)</p> <p>(森教育長) 続きまして、委員の皆様方からのご報告をお願いしたいと思います。まず、永野委員お願いいたします。</p> <p>(永野委員)</p>			

はい。私の報告ですが、たくさんございます。

まず、9月27日に小学校の運動会がございましたけれども、来賓案内はありませんでしたがプライベートで大口東小学校と大口小学校を見に行きました。大口東小学校を開会式から見ましたが、観客がいなくても例年と変わりなくいつもと同じような行程で実施されておりましたので、非常によかったと思います。その後、大口小学校の方に行きましたけれども、子どもたち、先生方はいつもと変わらず実施されておりましたが、大口小学校の場合は、例年でしたら、保護者が校庭にテントを持ち込んで張って見学しておりましたが、午前中開催で、今回はそこがずっと空いて陽が差し込んでいて、保護者の方々は体育館や日陰にいました。密を避けるために運動会を縮小したのが逆に効果がなくて、校庭の空いているところにテントが張っていると、保護者の方々も近くで見学できたのではと思いながら、そこまで配慮がとれますか、考えが及ばなかったなと思ったところでした。大口東小学校は、開会式でしたので、保護者の方々はほとんどおりませんでした。それともう一つは、私はタバコを吸わないからかもしれませんが、校外の指定された場所でタバコを吸うことになっていますが、どうしても正門前で無造作に吸うというのは、第三者から見るとあまりいい光景ではないなと思って、裏門とか、どこか違う場所を指定して設けるなど徹底した方がいいと感じました。できれば、教育委員会、あるいは学校の方で、テントを設けるなどして、スペースを確保していただいた方が見た目がいいような気がしました。今後は、以前のような運動会ではなく、縮小した運動会になっていくとは思いますが、喫煙だけは結構目立っているなと感じましたので、保護者の意識もあるかと思いますが、指導も含めて徹底していただきたいなと感じました。

それと、学校訪問ですが、9月28日の南永小学校と菱刈中学校、10月5日の田中小学校、山野小学校、先ほど教育長が言われましたように、学校が非常に落ち着いていました。南永小学校については、その都度申し上げておりますので割愛しますが、一つ訪問して思ったのが、今回は、新型コロナの関係で2学期以降となりましたが、教育委員からしてみたら、新しい校長先生が来て、いきなり5月の頃にバタバタしながら見るよりは、ちょっと落ち着いた頃に見るのもいいのかなと思いました。ただ、今回は色々な行事がなかったもので、2学期にずれ込んででも仕方がなかったと思っていますが、そういう時期もあるのかなと思いながら、特に初年度の管理者がいる学校は、落ち着いて慣れてきた時期に校長先生の方針もわかるので、2学期以降でもいいのかなと感じました。学校も非常に落ち着いて、先生方もてきぱきと行動され、よかったと思っています。

10月16日の大口小学校の研究公開に行きましたけれども、子どもたちが落ち着きすぎてといますか、練習もしたのかもしれませんが、それにしても随分落ち着いているし、子どもたちがしっかりと授業受けているのにびっくりいたしました。内容等も非常によかったなと思いましたけれども、ただ、分科会では、体育館でやってどうしても響くので、私などは前後でやっていたのは、ちょっと聞きづらかったなと感じました。密を避けるために広いスペースがないから、体育館で実施したということはあるかもしれませんが、もう一つの分科会は、別のところで実施すれば、指導の先生方の声も重ならずにできたのではないかなと思いました。どうしても体育館は響くので、ちょっともったいなかったなという気がいたしました。内容等については、先生たちも熱心で、非常にいい研究公開であったなと思っています。

次の日が、社会教育関係の表彰等がありましたけど、本当にこういう表彰だけでも、新型コロナウイルスで色々な行事が中止になっているなかで表彰できたのは、社会教育課が尽力された結果だなと、非常によかったと思いました。一点気になったのが、今までいつも思っておりましたけれども、表彰をするときに、写真を撮っている方がおりますが、普段の格好でしているの、下から撮るときはそう感じませんが、壇上から撮るときは、腕章か何かの配慮をする必要があると思います。普段の格好でウロチョロしますので、知らない一般の人が見たときになんか、目障りではないかなと感じたので、広報係とか写真係とかする方は、腕章などをつけてしたら、見る側も違うのではないかと感じました。非常によかったなと感じました。

10月19日、本城幼稚園の学校訪問は、欠席をいたしました。すみませんでした。

10月25日に始良・伊佐地区子ども会大会、創作活動大会がございました。色々な行事が中止のなかで、

何とか子どもたちの大会発表は実施できないだろうかということで、今回は始良市が担当になっておりましたので、実施された結果でありましたけれども、始良市の北山伝承館の方でございました。そこで、重留西子ども会が発表をしました。それを見ましたが、発表が始良の「どんぐり」というジュニアリーダーの子どもたちが、自分たちのことではなくて、始良市の子ども会のことをジュニアリーダーが紹介したのと、重留西子ども会が自分たちの校区子ども会の発表をしました。パソコン操作も自分たちで行って、4人の女の子どもたちが発表をしましたが、非常に落ち着いて、声もはっきり出て、本当によかったなとジュニアリーダーの子どもたちよりよかったというぐらいのしっかりとした発表で、重留西の子ども会は非常に人数も多いので、そのあたりがまとめられて、いい発表ができたというのを思いました。非常によかったです。

昨日の10月26日、県市町村教育委員会連絡協議会の研修会と講演会がございました。本来は総会のあとにいつも講演会があるのですが、冒頭に臨時総会が10分ぐらいありました。令和2年度の予算の中で、今年は行事をしなかったもので、市町村の負担金を半分にすることを皆さんに了解を得ようということで、臨時総会で採択をされております。その後、「特別支援教育の推進について」、県義務教育課の特別支援教育室長の上國料さんが講演をされました。この資料は、確か昨年、始良・伊佐地区市町教育委員会連絡協議会の研修会でも似たような内容がございましたが、何回聞いてもいいなと思いました。それから、「学校における新型コロナウイルス感染症対策について」、鹿児島大学大学院の医歯学総合研究科の西教授が話をされましたけど、これもまた、コロナウイルスは日々色んな事がわかってきて、対応もどんどん日替わりで変わってきておりますので、資料のなかにも書いてありますけれども、学校でのマスクというのは、子どもたちにマスクの着用指導をするのは、今後はどうかという話がありまして、先生自身は、重症化以外は着用しなくてもいいのではないかなと思っていらっやって、差し障りがあるので、文科省の方からは是非言って欲しいという言い方をされておりました。といいますのは、子どもから感染するというのはほとんどなくて、親からと、先生からというのが多いので、職員と保護者の健康管理を十分しなければいけないという指導をもっともっとしなければいけないということで、締めくくっておられました。それとうがいのことですが、子どもたちが集まっとうがいをすると、飛沫が広がるということで、うがいはダメではなくて、集団でのうがいはやめたほうが良いという話があり、かえって飛沫するんだということ等を新しい情報として資料も提示していただきました。非常にいい研修会だと思えました。あと、そらのまち保育園は、エコについてとか、今から2050年に向けて、脱炭素を言っておりますけれども、それと同じようなことを実施しているということで、鹿児島の天文館のなかで2018年から始めた保育の形ですけれども、エコとCO<sub>2</sub>についての話がございました。

以上が報告でございます。

(教育長)

はい。ありがとうございます。

では、久保田委員お願いします。

(久保田委員)

はい。私はそんなにありませんが、学校訪問は皆さん一緒に行かれたので、それぞれ訪問のまとめとかで色々意見を言われたのでいいと思います。学校訪問のなかで、田中小学校でしたか英語の時間のなかで、マスクをしているとどうしても口元の動きで、先生の発音とか苦労されているのではないかなと思って、菱刈中学校の訪問には行っておりませんが、フェイスシールドとかで、口元が見えないと英語というのは教える側はすごく大変だろうなというのを感じましたし、先生たちもわかりやすく教えたいと気持ちがすごくあると思いますので、何かそういう表情がわかるような英語の授業の進め方といいますか、何か教育委員会として対策を講じていただけたらと思いながら授業参観したところでした。

あと、南永地区の方と会う機会があったりして、児童減少のことをすごく気にされていて、特認校で地元の子どもではなくても、地区の人たちも児童数に敏感で、「誰か南永小学校に通う子どもはいないだろうか」とかという感じで、よく声をかけられますので、地域をあげて学校を存続していこうという気持ちで、何とかしてあげたいなと思って、その方もすぐ「2人学校体験にきたんだよ」とか教えてくださったりして、熱心な方もいらっやるので、南永小学校の児童数が増えるようにどう

かしてあげたいなという気持ちがありました。

あと、市のカヌー競技の長距離記録会も私は参加しておりませんが、参加した保護者の方から、「なかなか大会とかないなかで、こういう大会を開催していただいて、大会会場の緊張感というのも味わえてすごくいい経験になりました。」とってくださる保護者もいらっしやったので、本当に頑張って計画していただいてよかったなと思いました。

はい。以上です。

(教育長)

はい。ありがとうございました。

(永野委員)

ちょっと、言い忘れたことがありました。よろしいでしょうか。

(教育長)

はい。どうぞ。

(永野委員)

マスクの着用がいけないというのではなくて、子どもの表情が見えないというのが問題だと。その時の気分とか見えないと。熱があるとか、症状がある子どもの登校はダメですが、それ以外で登校している場合は、学校で感染するという事はないので、マスクをしていることが大問題だと鹿児島大学の先生はおっしゃっていました。授業時は、発表するときは発表して、マスクは感染を予防するのではなくて、飛沫を防ぐためのマスクですから、それ以外のときは、体育とか、そばに人がいないときは、外してもいいということで、先生たちが子どもたちの表情を見るということが大事だと言われておりましたので、そういう意味でマスクは問題になってくるという言い方でした。

もう一つ、私は行きませんでしたけど、10月25日に、大口中央中学校吹奏楽の定期演奏会がありました。私の知人が、会場に行ってもものすごく感動して涙が出たという話をされて、すごくよかったと言ってほめていらっしやいました。何人もいらっしやって、涙が出るぐらいだったとっておりました。私も地区子連の会がありまして、このような色々行事がないときに、行事が重なりまして、連携をとることができたら、参加できたのになと思うことでした。非常によかったという話でした。

(教育長)

はい。ありがとうございました。

(永野委員)

指導の先生もいて、よくなってきていると聞いておりますし、その成果が出てきているなと思いました。

(教育長)

地区の新人スポーツ大会で、大口中央中学校の野球が決勝まであがったそうです。野球は非常に厳しい地区なんですけれども、強いところがたくさんありまして、舞鶴中学校と決勝になったそうです。

それから、女子ソフトは優勝したそうです。

大口中央中学校もよくなってきていると思います。勉強もがんばってほしいと思っております。

(永野委員)

何でもいから、みんなが評価できるようなものがあると、相乗効果でよくなっていくと思います。

(教育長)

そうですね。駅伝の方は、5位までが県大会に出られますが、6位ということで、残念でものすごく泣いていたそうです。泣いて悔しがるということ、それがいい経験であると思います。女子の方は、5位で県大会に出場ということでございます。

菱刈中学校は勉強で、大口中央中学校は運動などで総合的に頑張してほしいと思っております。

それでは、議事に進みたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(全員)

はい。

(教育長)

今回は、報告事項が1件、付議事件が1件あります。

まず、報告事項です。

報告第15号「財産の取得について」事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。報告第15号「財産の取得について」を説明いたします。

定例会資料は、3ページをお開きください。

本件につきましては、下記のとおり財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び伊佐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会に付すべき額の2,000万円以上の金額でしたので、9月議会に追加議案として上程する必要がございました。「伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第24条第1項」の規定により臨時代理を行い、同条第2項に基づき報告するものでございます。

次の4ページをお開きください。

今回取得する財産につきましては、児童生徒用タブレットパソコン1,102台と、それに伴うソフトウェアで、契約の方法は、随意契約。取得金額は、75,498,478円。契約の相手方は、鹿児島市金生町4番10号の富士電機ITソリューション株式会社鹿児島支店となっております。

なお、本件は10月9日の議会本会議におきまして議決されましたので合わせて報告いたします。

以上でございます。

(教育長)

はい。金額が非常に大きいですが、随意契約というのはどうなのかということがありますが、県の方でまとめて富士電機ITソリューション株式会社鹿児島支店から購入するということになっていきますので、指名競争入札ではなくて、随意契約になるということでございます。

はい。ただいま報告がありましたけれども、これについてご質問・ご意見等ないでしょうか。

(全員)

はい。ないです。

(教育長)

はい。ご質問・ご意見ないようですので、報告第15号「財産の取得について」は、承認ということによろしいでしょうか。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。では、報告第15号は承認されました。

これより、付議事件に入ります。

議案第24号「伊佐市奨学生条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。議案第24号「伊佐市奨学生条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を説明いたします。

定例会資料は、5ページになります。

本件につきましては、主な理由としまして、1番目としまして、「民法の一部を改正する法律」が2020年4月1日から施行されたこと等に伴うものが主なものでございますけれども、もう一つございまして、奨学生の決定等に関し見直しを行ったことに伴いこれを併せまして規則を改正するものでございます。伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第11条第3号の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

まず、主な理由で一番目「民法の一部を改正する法律」、これについて、まず、この法律についてご説明したいと思います。

別添資料の「2020年4月から保証に関する民法のルールが大きく変わります」という見出しの冊子をご覧ください。

具体的には連帯保証人のことになるわけでございます。

この冊子の4ページになります。

将来発生する不特定の債務、借金でございますけれども、それをまとめて連帯保証するケースを「根保証契約」ということで法律用語となっております。この根保証契約で連帯保証人が個人である場合に、「個人根保証契約」といいますけれども、個人根保証契約について、連帯保証人が、契約の時点で最大でいくらまで責任を負担するのかがわからず、場合によっては予想外の責任を負うことになる可能性もあり、連帯保証人の保護の観点から法改正が必要であるとの議論がなされ、今回民法の一部改正により、必ず、契約締結時に連帯保証人が、この金額までは責任を持つ「責任限度額」、これを「極度額」とよんでおりますけれども、この極度額を定めなければならず、極度額を定めていない連帯保証は無効とされることになりました。

教育委員会関係では、奨学金関係での保護者（連帯保証人）及び別個でたてる連帯保証人がそれに該当するため、誓約書等の様式の中に極度額を追加するものでございます。

また、2番目で申しました奨学生の決定等の見直しでございますけれども、奨学生選考委員会から要望等もございまして、現状に合わない部分もありましたので、様式等の一部改正も合わせて今回お願いするものでございます。

それでは、具体的にご説明いたします。

別添の資料「伊佐市奨学生条例施行規則新旧対照表」でご説明いたします。

また、別添資料の奨学生条例、奨学生施行規則も参考までに適宜ご覧ください。

新旧対象表の現行第2条奨学生の願い出のうち第1項第3号の在学証明書については、第2号の「奨学生推薦調書」を学校からもらい添付しており、在学していることは明らかであるため、削除いたします。

現行第5号及び第6号の保護者部分の所得証明書及び滞納のない証明書につきましては、改正後の第4号としまして、「生計を一つにする者の所得を証明する書類」に改め、保護者以外の生計を一つにする者、御家族についても所得証明書及び滞納のない証明書をいただくようにいたします。

また、現行第5号及び第6号の連帯保証人部分の所得証明書及び滞納のない証明書につきましては、奨学生の願い出、この申請の時点では不要と判断いたしましたので、第5条の奨学生の決定時点で、改正後の第5条第3項としまして、新たに連帯保証人の「所得を証明する書類」といたしまして保護者と連帯保証人の印鑑登録証明書と合わせて誓約書に添付していただきます。

また、新たに第2条第5号としまして「前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類」としまして、申込者個々のケースで必要な書類など徴取できるよう、たとえば、病気療養者や手帳をお持ちの方がご家族にいらっしゃるなど配慮すべき状況の把握ができるように、不測の事態に備えております。

また、現在、奨学金の流れは、奨学生へのスムーズな貸与のため、前年度に選考し、内定通知を行い、当年度入学した大学校等の在学証明書の提出を求め、決定し、当年度に奨学金を貸与する流れとなっております。そのため、第5条について、選考から決定までを項目立てを行い整理しました。

第5条 奨学生の決定等といたしまして、第1項で「選考の結果を、保護者又は本人に通知するものとする」、第2項で「前項の通知を受けた者は、奨学生の決定に必要な書類として、教育委員会が定める日までに本人、保護者及び連帯保証人が連署した誓約書（様式第3号の2）および在学証明書を教育委員会に提出しなければならない」、といたしました。

第3項は先ほど説明しましたので、省略いたします。

第4項は「連帯保証人は2人とする。ただし、連帯保証人の1人は保護者とし、他の1人は独立して生計を営む成人でなければならない。」といたしました。現行では、保護者の立場がはっきりしなかったものを、保護者を連帯保証人として、また、連帯保証人を別に選任することを明文化いたしました。

第5項ですが、「奨学生を決定したときは、保護者又は本人に通知し、直ちに奨学生原簿（様式第3

号の1)に登載する。」といたしました。

次に、様式の変更になります。

新旧対象表2、3ページになります。

様式第1号奨学生願書になります。

左が現行、右が改正後の案になります。

在学の学校を追加し、奨学生選考委員から希望のございました奨学援護の状況欄の追加や、保護者、家族欄等の詳細化をしております。

また、4、5ページになります。

5ページ願書裏面に本人の履歴欄を移しまして、特別控除等の申請欄を追加するとともに、願書本文のうち誓約部分については削除し、新たに誓約書として7ページに出てまいりますけれども、様式第3号の2ということで誓約書を新たに追加しております。従来の様式第3号は、変更はございませんが、市施行規則の7ページでございます。こちらの方に従来の様式3号奨学生原簿が掲載しておりますが、様式3号の2を追加した関係で、内容は変更せず第3号の1ということで1を付け加えたことになっております。原簿の中身は変えておりませんが、様式の呼び名を変えてございます。

それからまた返っていただきまして、新旧対照表7ページの誓約書でございますけれども、誓約書は奨学生を決定する際に提出してもらうもので、奨学生としての責務を果たすと同時に貸与終了後は奨学金の返還その他義務についても誠実に履行してもらうため提出してもらいます。この中でまず保護者も連帯保証人の1人とし、保護者及び連帯保証人はこの時点は、貸付予定総額が不特定の債務となるため冒頭でお話ししました極度額として記入するようにしていただこうと思っております。

8、9ページになります。

様式第4号の4保護者、連帯保証人変更届になります。

本文から前保護者や前連帯保証人の一切の責任を継承して履行することを誓約する旨の条文を削除いたしまして、極度額欄及び下段枠外に※を追加いたしまして、極度額を引き継ぐことなどを民法一部改正に沿うような様式で整理しております。

10、11ページでございます。

様式第6号奨学金借用証書になります。お粗末なことでしたけれども、借用金額欄の桁が10万円までとなっております。100万円まで記載するように様式を変更しております。

また、今回の民法の一部改正によりまして、連帯保証人からの請求に基づき市が返還や滞納の状況等を連帯保証人に提供できることになったことからその同意文も追加しております。

保護者については連帯借主から連帯保証人としまして、債務を保障する連帯保証人であることを明文化いたしました。

また、現行枠外下の注意2収入印紙については、印紙税法では、市が申請することにより令和4年3月31日まで非課税措置となります。この制度は3年ごとに延長されてきているようですが、令和4年3月31日以降は非課税措置が延長になるのかははっきりしておりません。ですが、必ず貼付することにはならないようですので、収入印紙貼付欄は残しておきまして、注意書きとしては削除し、その時点での印紙を貼るかどうかの対応といたします。

この様式の裏面になるのが12、13ページになります。

主なものは連帯借主の標記の変更でございます、保護者に変えてございます。

今度は定例会資料の12ページを開きください。

定例会資料の12ページでございますけれども、一番下でございます。

今、申し上げました様々な改正でございますけれども、附則として「この規則は、令和2年11月1日から施行する。」ということにいたしまして、本年度の奨学金の借り入れ手続きが今から募集等がかかりますけれども、本年度から採用するということで、11月1日ということにさせていただきました。

以上でございます。

(教育長)

はい。ただいま色々説明がありましたが、ただいまの説明について、ご意見・ご質問等ございません

でしょうか。

(永野委員)

ちょっと、聞いていいですか。

(教育長)

はい。どうぞ。

(永野委員)

条文には、書いてありませんが、この奨学金を借りる期間というのは、高校・大学だから何年という期間は設けられていますか。例えば、留年とかも含めて。大学にいる間という規定なのか、4年とか、5年とか決められていますか。

(万膳課長)

最短修業期間を終了するまでとなっています。原則大学であったら、4年。高校であったら、3年ということになります。

(永野委員)

留年しても5年は、借りられると意味合いにとられるのですか。

(万膳課長)

それはいいです。最短修業期間です。

(永野委員)

大学でしたら、4年間だけ貸しますという考えですね。

(万膳課長)

はい。留年したらもうないということです。

(教育長)

それは、どこの資料にありますか。

(万膳課長)

別添参考資料の条例第5条にあります。

(永野委員)

そうですね。「第5条の最短修業期間を終了する月まで」、最短だからそこまでしか貸さないということになりますね。それを何で聞いたかといいますと、今度は返還の期間を決めるんでしょう。

(万膳課長)

はい。返還は、12年となっています。

(永野委員)

返還の期限は、この契約でする場合は、例えば大学4年として、その次の年から償還が始まるということになるのですか。返還のことは書いてないのですか。返還は、契約するとき自分で何ヵ年で返しますよというのを決めるのですか。

(万膳課長)

第13条に「卒業又は奨学金の廃止1年後から」とあります。

(永野委員)

「12年以内」と書いてありますね。

(万膳課長)

はい。「卒業又は」ですから、例えば留年されて6年かかったとしても。

(永野委員)

だから、貸すのは4年間ですけど、5年、6年かかっても大学に行っている人はその翌月から返さないといけないのかなということになりますか。そこを聞いたかったということです。

(万膳課長)

卒業されてからでいいということになります。

(教育長)

どちらかを選ぶのですか。「卒業又は奨学金の廃止1年後」、つまり、大学で留年して5年経ったら卒

業していないけれども、返さないといけないということですね。

(永野委員)

それを契約のときに、ここに返還期間を記載しないといけないということを聞いたかったわけです。

結局、留年するかわからないのに、ここに記載する返還期間というのがありますので、このところをどういうふうにして決めるのかなと思いましたが、ちょっとその辺が、気をつけないといけないところですね。ちょっと気になりましたので聞いてみました。借りるのは4年ということははっきりしています。返すのは、12年以内に返せばいいと思いますが、留年とかあった場合にそれをどうやって決めるのかということ。これは、一番最初の契約でしょう。

(万膳課長)

留年されたりした場合は、返還猶予の書類を出してこられます。

(永野委員)

それを、提出しなければいけないということを、どこかで書かないといけないということなる。最初で、返還期間を決めるのでしょうか。

(万膳課長)

はい。返還期間をどうされますかということで、実務のところ、借用証書を出されるときに、何年間で返すというのをもらいます。

(永野委員)

決めますよね。一応順調にいけば書きますけど、そのとおりにいかないときが出てくるから、そのときは、どうなりますか。

(万膳課長)

最後に貸し終わったあとに、借用証書を出していただきます。そのときに、12年以内ですけれども、何年で返還するという計画書を出してもらって、それで決めてもらいますし、「まだ、卒業していないんだけど。」という方がいらっしゃった場合は、返還猶予の願出を出してもらいます。

(永野委員)

それを、出さないといけないんですね。

(万膳課長)

はい。これは、施行規則の第11条にあります。

(永野委員)

猶予があるというのはわかりますが、この書類を出すのが、奨学金の返還明細書も含めて、一番最初に契約書と一緒に、この返還期間というのは、一応期日を記載して全部揃えて提出するのでしょうか。

(万膳課長)

借りる期間を記載してですね。

(永野委員)

借りる期間を決めて、それがそのようにならなかったときは、途中で猶予願書を出さないといけませんよという項目がどこかに最初借りる時点で書いていなければいけないと思いますが、それがわかるようになっているのですか。

(万膳課長)

最初、借りるときはですね、基本、優秀な方たちのお貸しします。

(永野委員)

毎年、4月30日までにその書類を提出しなければいけませんので、その都度、状況も含めて報告しないといけなということですね。

(万膳課長)

現況報告書を出してもらいます。今、何年に在学していて、どうであるということですね。

(永野委員)

その都度、延びたという期間を書くような書類があるということですね。

(万膳課長)

はい。現在、どんな状況であるというのを報告してもらいます。学業と生活状況報告書をですね。

(永野委員)

そこあたりが書いていないから、一応報告するけど、例えばもう見込がないとなったときは、返す期間が迫ってきていますけど、それを延期になりますというのを、その都度、報告するような書類があるということになるわけですね。そのことが書類に書いていないからですよ。「返還免除の基準は別に定める。」とありますので、ここにあると思いますけど。

(万膳課長)

返済猶予と、返還免除ですね。

(永野委員)

基準が別にあるというから、このなかを書いてあるとは思っていますが。実際は、今、民法が変わっているから、余計にここをちゃんとしておかなければならないと思います。今までは、連帯保証人は全部しないといけないということになるけど、例えば、延滞金が発生しても、この民法でいくと、額を決めれば返さなくていいという意味なんですよ。これは、延滞金措置がありますよね。12年過ぎて返さないときは、延滞金が年7.3%発生すると書いてあったでしょう。それも、今までは言われれば連帯保証人がいたら返さないといけなかったわけですよ。それが今度から、民法で最初この限度額を100万円借りたら、100万円まで。どんなに利息がつこうが、それは返さなくていいというのが、今度条例改正でなったということですので、だから、卒業して期間がどんどん伸びていきますので、最初にそこで謳っておかないといけないわけですよ。別に決めているのでしょく。

(万膳課長)

大学生の場合は、4年間は貸します。その方がもし留年とかなった場合は、毎年の成績・生活状況調査でわかります。そして、5年、6年となるわけですがけれども、そのときにまた、返還猶予願とか出していただいて、「卒業するまで待ってくださいますか。」となるわけでございます。

(永野委員)

実際は、民法でこう決められてくると、現実的に本当に奨学金を返せない人はいっぱいいるんですよ。多いんですよ。この場合、親が保護者になっているから、親が連帯保証人になって払ってきているわけです。これが、利息の分が払わなくていいとなると、債務が本人しか払うことができないとなってしまいますので、余計に回収が難しくなってくるかとも思いました。

(万膳課長)

現実には、その子どもたちが卒業後、伊佐市内に住んでいることは少なく、親のところに延滞金があった場合は、親のところに相談に行くという方法をとっています。

(永野委員)

それが、現行が変わると無くなるわけですよ。さっきの質問とは別問題ですけど。今までは、親が返してくれるから親でよかったと思います。それが、今のこれでいけば、親のところにいっても法律上だめになってくるわけですよ。要するに、今トラブルがあるから、極度額を決めるということに民法が変わったわけですよ。連帯保証人に債務がみんなあって、ちょっと知っているから保証人になりましたということで100万円借りるとというのが、200万円、300万円になっているのを阻止するために100万円まででいいというように民法が改正され、弱者を守るという意味だけど、奨学金に関しては、ほとんど親だし、払っていない人がたくさんいるので、親にいていたのが、今度は、限度額を超えればできないということになるわけですよ。そういうことですよ。

(教育長)

限度額を超えればですね。

(永野委員)

今、10年、20年と払っていない人がけっこう多いです。

(教育長)

保証人は、利息分を払う必要はありませんよね。

(永野委員)

親が保証人になっているから、連帯保証人が2人です。当然、親にいくはずだから。これを、行政が「払ってください。」ともう言えなくなるわけですよ。となりますので、難しくなるなどということなんです。

(万膳課長)

先ほど、条文にありましたけれども、一切の〇〇を保証するとかいう条文にありますと、奨学金だからいいですけども、他の制度の連帯保証人などで、一切のとなりますと、全部連帯保証人に相談がいきますので、どれだけ債務を保証することになるのかわからないということで、連帯保証人を保護するための民法改正だと思います。

(永野委員)

それを奨学金に運用するというのは、ちょっとやめた方がいいという感じもしますけど。

貸し借りというのは、民法やなんでも、延滞金とかいついつまでというのはしっかりとしていないと、契約にはならないです。それは、法にのっとって行政ですので改正していかなければならないと思います。契約上、必要とする項目はしっかりと謳わないと契約が成立しないということになっていますから、期日と金額がなければ無効です。はい。わかりました。

(教育長)

その他に、質問・ご意見ないでしょうか。

では、ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第24号「伊佐市奨学生条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございました。賛成多数ですので、議案第24号は可決されました。

次に、委員から提出された動議等の討論等に入ります。

前もって提出された動議はありませんが、何かございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(教育長)

はい。特にないようですので、以上で討論等を終わります。

その他の件に入ります。

前回の定例教育委員会でお尋ねのありました「中学校部活動の在り方に関する方針について」、学校教育課長の説明をお願いいたします。

(松元課長)

はい。よろしく願いいたします。

机上に、「令和2年度部活動の在り方に関する方針について」という令和2年4月1日付けで、市教委より出しました文書でございます。

A4の1枚紙でございます。

それでは、ご説明いたします。

昨年度、県から部活動に関するガイドラインというのが発出をされまして、これを受けて、改訂版と申しますか、部活動の在り方に関する方針を再度見直したものでございます。しかしながら、各学校で、ここに書いてございます基本的な考え方等については、もう既に数年前より発出をしております。具体方針におきましても、全10項目ございますが、県からのガイドラインの発出を受けて、新たに付け加えた部分は2項目ございます。

具体方針の(5)大会への参加は、月1～2回までとし、年間の参加回数を20回以内とする。

それから、(10)地域行事については、優先して参加をするようにする。ただし、試合等については考慮する。ということを加えて、全10項目を具体的な方針として出してございます。

しかしながら、年度初めから新型コロナウイルス対策等で、部活動の自粛があつたりとかいったようなことで、回数自体は年間のなかでもかなり減ってはきているのではないかというふうに感じるころではございます。

以上でございます。

(永野委員)

はい。ありがとうございます。

(教育長)

新しく追加されたものの説明がありました。

部活動の在り方については、本市の場合は、随分早くから週に何回という考え方を示し、指導をずっとしてきておりますので、ほぼそれにのっとり、それぞれの学校では実施されていると思います。逆に、菱刈中学校は活性化しておりませんので、むしろ、活性化する方向を中学校はしていけないといけないと思っております。

その他にございませんでしょうか。

(永野委員)

ちなみに、ついでするので、県大会とか、九州大会、全国大会の交通費などの出場補助金の基準は決められているんですね。

(教育長)

大口中央中学校を卒業して高校生、大学生になっておりますけれども、非常に優秀な子どもたちが全国大会に行ったりしております。これが学校教育活動の範囲内であれば学校教育課の方で、そうでない場合には、スポーツ推進課の方で補助を出しております。

(永野委員)

はい。わかりました。

ありがとうございます。

(教育長)

その他ないでしょうか。

(全員)

ありません。

(教育長)

特にないようですので、これをもちまして、令和2年第10回定例教育委員会を閉会いたします。

(浅山係長)

姿勢を正して下さい。一同礼。